

2016年9月9日

大阪府知事

松井一郎 様

精神障害者への重度障害者の医療費助成及び
公共交通機関の運賃割引等の実施についての要望

公益社団法人 大阪府精神障害者家族
会 長 倉 町



日頃から、精神障害者と家族に対するご支援とご指導を頂き、有難うございます。

1993年(平成5年)に障害者基本法により、精神障害者が障害者福祉の対象として位置づけられ、身体障害者や知的障害者と同水準の福祉施策を整備する根拠が与えられました。しかし、その後も、障害者福祉において多くの障害者間の格差は解消されていません。

「精神障害者への重度障害者の医療費助成及び公共交通機関の運賃割引の実施」につきまして、これまでも多年にわたり要望を重ねてまいりましたが、今回、18,895筆の署名を添えて再度要望致します。

なお、2014年(平成26年)には、国連の障害者権利条約が批准されるとともに、本年4月から、障害者差別解消法及び大阪府障害者差別解消条例が施行されましたことも、勘案されることを要望致します。

1. 重度障害者の医療費助成

現在、身体障害者及び知的障害者の重度障害者については、全ての医療費が助成の対象となっておりますが、精神障害者については、精神科の通院医療以外の診療科目については助成の対象にはなっておりません。

昨年度末、大阪府は「福祉医療費助成制度に関する研究会報告書」を発表され、精神障害者へも対象を拡大すべきと明記されたことは、一定の前進と受け止めています。報告書では、精神保健福祉手帳1級所持者を対象としていますが、2級所持者も含めて対象とすることを切望します。

この制度は、「いのちと暮らしを支えるセイフティネット」として、障害者にとって不可欠なものです。精神障害者の場合、1級と2級の差は病状の差異であり、生活の困難度の差異ではありません。公益社団法人全国精神保健福祉会連合会が、昨年実施したアンケートの結果によると、精神障害者は、1か月の平均収入が約6万円、多くが就業できずに経済的にも自立していない状況にあります。7割以上が家族と同居しており、親は高齢化を迎えています。手帳所持者の大半を占める2級を含めて対象として下さい。

詳細については、「参考資料」によります。

2. 公共交通機関の運賃割引等

身体障害者及び知的障害者については、J R、民営鉄道、バス、航空機等の運賃、高速道路の通行料金などが割引の対象となっております。精神障害者については、大阪市営交通、高槻市営バスの運賃以外は、割引の対象にはなっていません。運賃割引等が実施されるよう、国土交通省、J R、関西大手民鉄等に要望して頂きたいと願います。

「参考資料」

1. 「福祉医療助成制度に関する研究会報告書」への意見
・・・・・・・・p 1
 2. 大阪府の精神障害者福祉手帳所持者所持者級別データ
・・・・・・・・p 2
 3. 精神障害者福祉手帳等級判定基準・・・・・・・・p 3
 4. 精神障害者に医療費助成を！低い所得・診察控えも
～大家連アンケート調査結果から～・・・・・・・・p 4
 5. 交通運賃に関するアンケート調査 (抜粋)
・・・・・・・・p 6
 6. 精神障害者に対する医療費助成の実施状況について
・・・・・・・・p 7
- (別冊) 2011年「家族会アンケート」
「医療費などの生活実態」まとめ

平成28年6月21日

大阪府福祉部

部長 酒井隆行 様

「福祉医療費助成制度に関する研究会報告書」への意見

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会
会長 倉町公之

日頃から、精神障害者と家族へのご支援・ご指導を頂き有難うございます。今回、「福祉医療費助成制度に関する研究会報告書」が発表され、精神障害者へも対象を拡大すべきと明記されたことは、一定の前進と受け止めています。報告書に対して、下記の要望事項を提出しますのでご検討下さい。

1. 精神保健福祉手帳2級所持者についても要望

報告書では、精神保健福祉手帳1級所持者を対象としているが、2級所持者も含めて対象とすることを要望します。

公益社団法人全国精神保健福祉社会連合会が昨年実施したアンケート(集約数4, 818)結果によると、精神障害者は、1か月の平均収入が約6万円、7割以上が家族と同居している状況にあります。親は高齢化を迎えており、多くの当事者が経済的に自立していない現状からも、2級を含めて対象とすることを要望します。

2. 精神病床への入院に対する助成

「精神科の入院を助成の対象とすることは、通院のみを対象とする自立支援(精神通院)医療との整合性を欠く」との記述があります。

しかし、大阪府の「福祉のてびき」(平成27年度版)33ページの「重度障がい者(身体障がい者及び知的障がい者)医療費の助成」には、入院・通院が対象となることが明記されています。精神科の入院についても、基本的に助成の対象とすべきものと考えます。なお、精神科の入院については、多数の対象者、長期に亘る入院及び医療費の膨大さなど、検討すべき課題は大きいものがあると考えます。

3. 65歳以上は対応外となっていること

一定の激変緩和措置を検討するといえども、65歳以上は対応外とするのは問題です。引き続き現行制度の維持の検討を望みます。

4. 財源について

福祉医療の持続可能性の確保という観点は重要と考えます。

しかし、精神障害者を対象に含めるという今回の施策は、本来、障害者基本法により精神障害者を障害者と位置づけした20数年前に、検討すべきものであったと考えます。今回の施策については、基本的に本来必要な財源を準備するスタンスで実施すべきものではないでしょうか。

5. 検討委員会の立ち上げを要望

上記の各項目については、多くの、また困難な課題が見受けられます。これらについて総合的に検討するため、障害者、有識者等を含めた検討会を立ち上げ、慎重に審議されることを要望します。

大阪府の精神障がい者福祉手帳所持者 級別データ

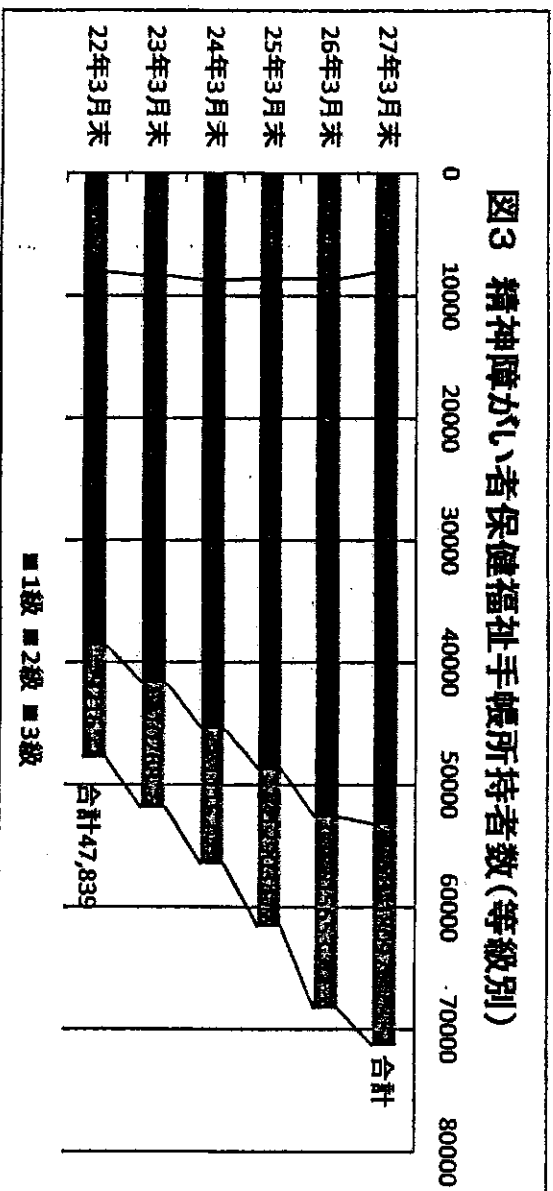
(2016年(H28年)3月31日現在)

1級	7,990=10.4%	(内 大阪市 2,721	堺市 1,115)
2級	48,105=63.0%	(内 大阪市 16,964	堺市 5,181)
3級	20,363=26.6%	(内 大阪市 10,051	堺市 1,271)
計	76,458名	(小計=37,903名)	大阪府より

○精神障がい者保健福祉手帳の所持者数(等級別)

件数	1級	2級	3級	計
27年3月末	8,091	45,122	18,097	71,310
26年3月末	8,601	44,078	15,653	68,332
25年3月末	8,577	40,113	12,903	61,593
24年3月末	8,707	36,668	11,152	56,527
23年3月末	8,377	33,296	10,268	51,941

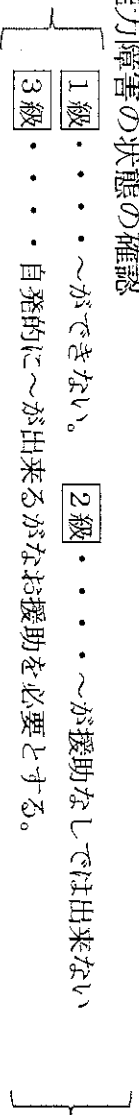
図3 精神障がい者保健福祉手帳所持者数(等級別)



精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準

○ 精神障害の程度の判定は、精神疾患（機能障害）と能力障害の状態を確認し、加味して判断されるものである。基本的な考え方は以下の通り

1. 精神疾患の存在の確認
2. 精神疾患（機能障害）の状態の確認
3. 能力障害の状態の確認



級別の状態

1級 精神障害が日常生活を続けるためには、他人の援助を受けなければ、ほとんど自分の事が出来ない。

- ・ 入院患者は、院内での生活に常時援助を必要とする
- ・ 在宅患者においても、医療機関等への外出を自発的にできず、付き添いが必要である。

2級 精神障害の状態が、日常生活で著しい制限を受けるか、又は著しい制限を加えることを必要とする。必ずしも他人の助けを借りる必要はないこともあるが、日常生活は周囲の支援を必要とし、生活するうえで一人では困難である

*主な機能障害

- ・ 付き添いがいなくても自ら外出ができるものの、ストレスがかかる状態が生じた場合に対処することが困難である。

・ 統合失調症では、その時の病状、状態のあり方によって、人格変化、思考障害、その他妄想、幻覚（実際には見えてものが本人には見えている）、幻聴（実際には聞こえていないのに、本人には聞こえている）等の異常体験がある。

*主な能力障害

- ・ 洗面、入浴、更衣、清掃などの身の周りの清潔保持が援助を必要とする。
- ・ 金銭管理能力がなく、計画的で適切な買い物援助なしでは出来ない。
- ・ 通院、服薬を必要とし、規則的に行うことが援助なしでは出来ない。
- ・ 家族や知人、近隣などとの意思伝達や協調的な対人関係づくりが援助を必要とする。
- ・ 社会的手続きや一般の公共施設の利用は援助を必要とする。
- ・ 社会情勢や趣味・娯楽に関心が薄く、文化的社会活動への参加は援助を必要とする。

(上記のうちいくつかに該当するものとなっているが、2級では殆どが当てはまる)

精神障害者に医療費助成を！低い所得・診察控えも

～大家連アンケート調査から：対象530名～

精神障がい者については、精神科の通院医療以外の診療科目については助成の対象にはなっていません。大阪府精神障害者家族会連合会（大家連）が実施したアンケート調査（2011年）の結果には、診療費の負担から受診を控えるなど経済的に苦しい状況が浮き彫りになっています。医療にかかりたかったのに経済的な理由で医療にかかれなかった人も少なくありません。

『アンケート調査結果の概要』

◆1か月の精神科医療費

～2千円	3-5千円	6千～1万円	1-3万円	4-5万円	6-9万円	10万円以上	負担なし
14人	27人	33人	28人	24人	24人	15人	365人

◆1か月の精神科以外の医療費合計

2千円未満	3-5千円未満	6千～1万円未満	1-3万円未満	3-5万円未満	5万円以上	不明
23人	28人	48人	24人	5人	12人	1人

◆入院数と通院中の診療科別人数

精神科入院	精神科通院	(内科)	(歯科)	(整形外科)	(外科)	(その他)	未記入	未受診
59人	463人	61人	64人	23人	9人	24人	2人	9人

◆合併症の病名

疾病名	人数	疾病名	人数	疾病名	人数
糖尿病	17	高血圧	4	歯疾患	3
高脂血症	5	甲状腺疾患	3	腰痛	3
肝臓疾患	5	アトピー	3	その他	26
				合計	69

- ◆長期の精神科の薬の副作用で合併症も多く精神科以外の医療費の負担が生活に影響している。
- ◆内科では、いわゆる成人病(糖尿病、高脂血症、肝臓疾患、高血圧、甲状腺疾患)が多い。腸の疾患、皮膚疾患(アトピー含む)、水中毒(薬の副作用で喉が渇くため多飲となる)、歯疾患、腰痛、ジストニア(例・ボツヌスリ菌注射代1回5万円)も多い。
- ◆内科や歯科受診が多いが、一方で3割負担のため受診抑制を強いられる実態がある。特に歯科は医療費が多額となる。冬季には風邪に弱く体力がない為か、医師にかかることが多く負担が多い。

『自由記載に見える切実な声』 診療控えによる病気の進行、健康破壊は深刻！

★精神科以外の医療にかかりたかったのに、経済的な理由でかかれなかった人が全体の約10%を占める。この状況は2016年現在も変わっていない。

- ・他の病気が3割負担で困る、他の障害者のように無料にしてほしい。9人
- ・食費を切りつめ医療費を切りつめて、なるべく受診しないようにしている。
- ・父がガンで親の医療費がかさみ、本人の医療費援助は出来なくなつた。
- ・花粉症で困っているが、お金がないから医療にかかれぬ。
- ・障害年金で生活しているのが、インシュリンなどの薬代や血糖検査代が支払えない。しこりがあるのに乳がん検診さえ受けられない。
- ・冬季には風邪もひきやすく内科の医師にかかる事も多く負担が多いため、障害年金ではとても足りず日々の生活にも影響している。
- ・医療費が払えないので精神科以外の一般疾病の治療を途中で止めるしかなく、その為余計悪化してしまつた。

- ・早期発見、早期治療が良いとはわかっているが、治療費が高いので受診出来ない。
- ・医療費の支払で困つたことがある。通院にかかる交通費にも困っている。

★歯科にかかれぬ人、必要なのに検査が受けられない人も多い。

- ・「すぐ命に関わるものではない」と先延ばしし、我慢を強いられている。
- ・特に歯科は年間医療費に費用がかかる。そして通院の交通費もかかる。
- ・歯科の医療費が高いので、歯の治療を途中でやめてしまい悪化してしまつた。
- ・歯の痛みには耐えられない。歯科受診については、家族が大変困っている。
- ・歯科の治療は長期で、通院もしんどくて、継続してかかりにくい。

★入院に関しては、高額な入院費負担や入院先がないなどの深刻な問題がある。

- ・3週間の検査入院を指示されたが、お金がないので出来なかつた。
- ・入院すると6万円以上もかかるので入院できない。
- ・医療費負担で親の年金生活にも影響、先の見えないストレスで当事者も希望を見失い、親もうつ状態から良くなりならず、共倒れ寸前である。

★精神科以外の一般疾病の受診の場合、受診拒否、入院拒否の問題も下記のように多くあつた。

- ・歯科受診及び治療の時、精神の薬を服薬していると断られた。
- ・内科で入院が必要と言われたが、精神障害者とわかると受診拒否され帰された。
- ・ぜん息の発作で救急搬送され、精神の薬を服薬していると正直に告げると、受け入れ先が見つからず、たらいまわしにされた。
- ・内科で入院が必要と言われたのに、精神障害者とわかると受診拒否された。
- ・出血がひどく貧血で早急に痔の手術が必要なのに、精神障害者とわかると入院先がなかなか見つからなかつた。

●経済的困窮は親自身が生活保護を受けないと生きていけないところまできている。

- ・親亡き後、子供はどうなるのか、生活保護など生活が出来るようにしてほしい。(親も本人も不安) 25人
- ・障害者の働く仕事がかかなか見つからない。 11人
- ・国民健康保険の保険料が高い。・国民健康保険の入院費の支払いが多すぎる。
- ・高齢の親自身の医療費がかさみ、当事者への医療費援助が出来なくなつた。
- ・経済的困窮は医療費に加え、精神科や精神科以外の通院にかかる交通費も影響している。
- ・作業所の安い工賃(時給100円程度など)では、障害年金だけでは医者にかかれぬ。

交通運賃割引に関するアンケート調査 (抜粋)

公益社団法人 全国精神保健福祉会連合会

調査期間：平成 26 年 11 月 1 日～平成 27 年 2 月末日

調査対象：47 都道府県の家族会員及び本人、家族会会員の 1 割程度を目途に調査依頼
回答者数：4,818 人

アンケート調査項目と回答結果

問 1 あなたの年齢及び性別を教えてください。

平均年齢	男性	女性
45.7 歳	3,035 人	1,776 人

問 2 現在、あなたは家族と同居されていますか。

はい	いいえ
3,512 人	1,258 人

問 3 「はい」と答えた方にお聞きします。どなたと一緒に暮らしていますか。

父親	母親	配偶者	子供	兄弟姉妹	その他
2,229 人	2,831 人	278 人	207 人	764 人	297 人

問 4 あなたは障害年金を受給していますか

はい	いいえ
3,797 人	948 人

問 5 「はい」と答えた方にお聞きします。あなたの障害年金は次のどれですか。(人)

障害基礎年金		障害厚生年金			障害共済年金			その他	
1 級	2 級	特別障害給付金	1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級	
432	2,397	61	42	420	238	10	56	17	48

問 6 あなたご自身の 1 か月の収入額はいくらですか。

1 か月の平均収入額	60,287 円
------------	----------

問 7 あなたの精神障害者保健福祉手帳の等級を教えてください。

1 級	2 級	3 級	持っていない
487 人	2949 人	525 人	540 人

2016年9月9日

精神障害者に対する医療費助成の実施状況について

公益社団法人大阪府精神障害者家族会連合会

公益社団法人全国精神保健福祉会連合会の全国調査によると、精神障害者に対する重度障害者医療費助成の実施状況は、以下の通りです。

○ 都道府県（22道府県）

北海道（1級）、青森（1級）、山形（1級）、福島（1級、2級は他障害と重複の場合）、茨城（1級）、埼玉（1級）、神奈川（1級）、静岡（1級）、福井（1、2級）、山梨（1、2級）、長野（1、2級は非課税）、岐阜（1、2級）、三重（1級）、兵庫（1級）、奈良（1、2級）、鳥取（1級）、島根（1級、2級は他障害と重複の場合）、山口（1級）、福岡（1級）、長崎（1級）、熊本（1級）、大分（1級）

○ 政令市（13市）

札幌（1級）、さいたま（1級）、千葉（1級）、横浜（1級）、川崎（1級）、相模原（1、2級）、新潟（1級）、静岡（1級）、浜松（1級）、名古屋（1、2級）、神戸（1級）、北九州（1級）、福岡（1級）